令和2年四国中央市教育委員会第4回定例会会議録

日 時 令和2年4月24日(金) 午前10時00分~

場 所 四国中央市庁4階 401会議室

委員定数 5名

出席委員 教育長 東 誠、委員 篠原 祥子、委員 篠原 理、

委員 石川 卓、委員 星川 光代

欠席委員 なし

会議に出席した公務員の職氏名

参与 眞鍋 葵

教育管理部長 石川 正広、教育指導部長 古川 拡延、教育総務課長 森実 啓典、学校教育課長 渡邉 真介、

生涯学習課長 窪田 壮哲、文化・スポーツ振興課長 田邉 真二、

教育総務課長補佐 鈴木 崇士 、教育総務課係長 佐藤 崇 、

教育総務課 戸田 浩史

傍聴人

なし

日程

開会宣言 教育長挨拶

日程第1 令和2年第3回定例会会議録及び令和2年第4回臨時会会議録 の承認

日程第2 令和2年第4回定例会会議録署名人の指名

日程第3 諸般の報告 教育長より諸般の報告 各課長より事務報告

日程第4 議事

議案第19号 四国中央市社会教育委員の委嘱について

議案第20号 四国中央市図書館協議会委員の委嘱について

議案第21号 四国中央市少年育成センター運営協議会委員の委嘱について

議案第22号 四国中央市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

議案第23号 四国中央市公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第24号 四国中央市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について

議案第25号 四国中央市交流センター運営協議会委員の委嘱について

議案第26号 四国中央市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第27号 四国中央市教科書採択委員の委嘱について

議案第28号 四国中央市学校運営審議会委員の委嘱について

日程第5 その他

臨時休校後の対応について

成人式について

令和2年度教育委員会事務局事務分掌について (報告)

令和2年度教育委員会事務局重点施策計画書について (報告)

会議の概要

閉会宣言

A 11/2 - 100

開会

事務局

午前10時00分 定刻になったので、令和2年第4回定例会を開会する。 なお、教育委員全員の出席を得られているので、本定例会の成立を確認す る。開会にあたり、教育長よりご挨拶をお願いする。

教育長挨拶

東教育長

4月17日の臨時教育委員会において説明をさせていただいたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い国が緊急事態宣言を全国に広げたことを受け、本市は4月21日から5月6日までの間臨時休業を行っている。

4月8日に学校が再開し、「子どもたちが喜んでいます」、「1年生も学校が楽しいと元気に通っています」、「給食がおいしいと言っています」という声が届いていた中、再度の休校という学校の教育活動の制限や教育施設の使用中止等を含め、学校現場や子どもたち、保護者に申し訳ないという思いでいっぱいである。

新型コロナウイルス感染症の問題は、私たちが経験したことのない出来事であり、明日どうなるかさえ予測できない現状である。今後について国からは、全国に宣言の対象を拡大して2週間となる4月30日頃に、感染症状況に関する専門家の分析を聞き、宣言の延長や対象地域の見直しについて判断する構えであるとの報道もあったが、今後の状況によって更なる対応を余儀なくされることも懸念せざるを得ない。今のところ四国中央市内での感染者は確認されておらず、その影響も最小限にとどまってはいるが、事態の変化を注視しながら、子どもたちの生命と心身の健康・安全を守るために、その都度対策を講じていかなければならないと考えている。教育委員の皆様には、平時にも増して、ご理解、ご協力、ご助言のほどよろしくお願いする。

事務局

これよりの議事進行については、教育長にお願いする。

会議録承認

東教育長

会議録の承認について諮る。令和2年第3回定例会会議録案及び令和2年 第4回臨時会会議録案について、事務局より説明を求める。

事務局

令和2年第3回定例会会議録案及び令和2年第4回臨時会会議録案の概要 を説明する。

東教育長

令和2年第3回定例会会議録案及び令和2年第4回臨時会会議録案の承認 について諮る。

全委員

承認する旨答える。

東教育長

承認の旨確認し、令和2年第3回定例会会議録及び令和2年第4回臨時会会議録の原案を承認する旨宣する。既に指名の教育委員には、それぞれ後ほど会議録に署名を願う。

会議録署名委員の指名

東教育長

令和2年第4回定例会会議録署名人に、篠原理委員、石川卓委員を指名す

る。

報告事項

東教育長

新年度がスタートし、それぞれの年度初めの事業もままならないまま、確 実に月日だけは過ぎている。

令和2年度において篠原市長より市議会等において示された施政方針(学校教育に関係する内容)は、教育環境の充実として、令和3年4月新居浜特別支援学校分校開校に向けた事業の推進と国のGIGAスクール構想の実現に向けた小中学校の環境整備である。このGIGAスクール構想については、今回の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い国より、1人1台端末の早期実現や家庭でもつながる通信環境の整備などGIGAスクール構想を加速し、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境の早急な実現が急遽示された。ICT環境の整備については、毎年の国からの突然の要請や変更に担当課・担当職員は本当に苦慮し対応に追われている現状が続いている。

各課の重点施策については、その他の項目において説明をさせていただく。

また、本年は、2021年度(令和3年度)から中学校で使用される教科用図書の採択の年になっている。8月中旬の採択協議に向けて、教育委員の皆様には大きな力をお借りすることになるがよろしくお願いする。

少し、新型コロナウイルス感染症に係る内容で話をさせていただく。私 は、こういう状況になるといつも頭に浮かぶ子どもたちがいる。例えば、臨 時休業中における学習指導に関するガイドラインというのが示されており、 「学校は指導計画を踏まえて適切な家庭学習を課すように」として、具体例 の中にこういう内容がある。小学1年生の国語「おはなしたのしいな」の単 元では、「このように取り組みます」としいう指導のねらいのような説明が あり、保護者による関わり方のポイントとして「おもしろかったところはど こかな」、「好きなページはどこかな」など、「お子さんに質問しながらやり とりをするように関わります」とある。しかし、このようなことができる家 庭ばかりではない。突然学校が休みになって「気を付けて過ごしなさい」と 言われても、戸惑っている子どもがたくさんいる。「一緒に料理でもしよう か」などと言ってくれる大人がいる子どもはよいが、小学校1、2年生の子 どもを家に1人にしておかざるを得ない人もいると思う。子どもを取り巻く 貧困の問題やネグレクトに近い状況の問題を抱えている子もいる。学校に行 ったり、部活に行ったりしている時間の方が安心できる状況にある子どもも いる。そのような弱い立場にある子どもたちのことを思うと本当に胸が痛 む。勿論、学校の先生方もそのような子どもへの対応に一生懸命に取り組ん でくれている。後ほど、課長からも、もし学校が完全再開できなくても 「色々な状況の子どもを直に見取れる」、「また食の上でもサポートできる」 等、できる限りの方策が説明されると思うが、教育委員会として常に子ども のために何が大切か、何ができるかを探ることも大切にしながら取り組んで いきたいと考えている。

続いて、各課から事務報告を求める。

森実教育総務課長

教育総務課所管の教育総務・学校管理・学校施設に関し、資料に基づき事 務報告する。

4/1 本市の辞令交付式が行われた。

今回、新型コロナウイルス感染症の影響で、予定されていた色々な行事が 中止となっている。

学校給食関係の対応については、後ほど詳しく報告させていただく。

窪田生涯学習課長

生涯学習課所管の社会教育・人権教育に関し、資料に基づき事務報告する。

人権教育関係において、年度初めは例年、各企業の新入社員の人権・同和 教育研修を実施している。中止や延期になったところについては、今後対応 していきたい。

4/10 新宮少年自然の家現地研修については、延期となった。今後の日程 については、未定である。

4/19 四国中央市連合婦人会総会、4/26 四国中央市連合愛護班連絡協議会総会、5/8 市PTA連合会総会については、中止となった。

4/23 市人権教育協議会役員会が開催された。今年度の計画等が審議され、予定されていた市人権教育協議会総会(5/26)を中止とした。

各地区の町民運動会については、ほとんどが中止を決め、松柏、中曽根、 豊岡地区については、秋季運動会との合同開催を延期調整中である。

田邉文化・スポー ツ振興課長

文化・スポーツ振興課所管の文化振興・スポーツ振興・図書館に関し、資料に基づき事務報告する。

4/10 四国中央市歴史考古博物館の開館記念式典については、中止とした。開館日については、今後の協議により決めることとしている。

スポーツ振興関係についても、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、 ほぼ全ての事業が中止及び延期となっている。

各図書館についても、現在閉館中であるが、各幼稚園等への配本は実施している。

渡邉学校教育課長

学校教育に関し、資料に基づき事務報告する。

始業式、入学式については、規模を縮小し実施することができたが、その 他予定されていた行事については、軒並み中止となった。

4/15 市教育情報化推進委員会が、福祉会館4階多目的ホールにて開催された。

4/16 全国学力・学習状況調査(各小中学校)については、中止となった。

4/21より全小中学校を臨時休業(~5/6)としている。詳細については、 後ほど報告させていただく。

なお、本日、5/1に校長会、4/28に教頭会を予定しており、学校再開に向けて準備を進めているところである。

続いて、少年育成センターに関し、資料に基づき事務報告する。

4月中に予定されていた行事等は、中止となっている。5月に実施予定の 行事等については、現在検討中である。

東教育長

只今の各報告について、意見質問等がないか問う。 特にない旨確認し、議事に移る。

議事

東教育長

議案第19号「四国中央市社会教育委員の委嘱について」を上程し、議案の説

明を求める。

窪田生涯学習課長

議案第19号について、資料に基づき議案を説明する。

提案理由としては、四国中央市社会教育委員の任期満了に伴い、社会教育 法第15条第1項及び四国中央市社会教育委員条例第2条の規定により、同委 員を委嘱するものである。任期は、令和2年4月1日から令和4年3月31日 までである。

東教育長

只今の議案第19号の説明に、意見質問等ないか問う。

意見質問等ない旨確認し、議案第19号について異議ないか問う。

全委員

異議ない旨伝える。

東教育長

異議ない旨確認し、議案第19号「四国中央市社会教育委員の委嘱について」 の原案を可決する旨宣する。

続いて、議案第20号「四国中央市図書館協議会委員の委嘱について」を上程 し、議案の説明を求める。

るものである。任期は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までであ

田邉文化・スポー ツ振興課長

議案第20号について、資料に基づき議案を説明する。

提案理由としては、四国中央市図書館協議会委員の任期満了に伴い、図書 館法第15条及び四国中央市図書館条例第10条の規定により、同委員を委嘱す

る。

東教育長

只今の議案第20号の説明に、意見質問等ないか問う。

意見質問等ない旨確認し、議案第20号について異議ないか問う。

全委員

異議ない旨伝える。

東教育長

異議ない旨確認し、議案第20号「四国中央市図書館協議会委員の委嘱につ いて」の原案を可決する旨官する。

続いて、議案第21号「四国中央市少年育成センター運営協議会委員の委嘱 について」を上程し、議案の説明を求める。

渡邉学校教育課長

議案第21号について、資料に基づき議案を説明する。

提案理由としては、四国中央市少年育成センター運営協議会委員の任期満 了に伴い、四国中央市少年育成センター条例第4条第2項の規定により、同 委員を委嘱するものである。任期は、令和2年4月1日から令和4年3月31

日までである。

東教育長

只今の議案第21号の説明に、意見質問等ないか問う。

意見質問等ない旨確認し、議案第21号について異議ないか問う。

全委員

異議ない旨伝える。

東教育長

異議ない旨確認し、議案第21号「四国中央市少年育成センター運営協議会 委員の委嘱について」の原案を可決する旨宣する。

5

続いて、議案第22号「四国中央市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」 を上程し、議案の説明を求める。

田邉文化・スポー ツ振興課長

議案第22号について、資料に基づき議案を説明する。

提案理由としては、四国中央市スポーツ推進審議会委員の任期満了に伴 い、スポーツ基本法第31条及び四国中央市スポーツ推進審議会条例第2条の 規定により、同委員を委嘱するものである。任期は、令和2年4月1日から 令和4年3月31日までである。

只今の議案第22号の説明に、意見質問等ないか問う。 東教育長

意見質問等ない旨確認し、議案第22号について異議ないか問う。

全委員 異議ない旨伝える。

東教育長 異議ない旨確認し、議案第22号「四国中央市スポーツ推進審議会委員の委

嘱について」の原案を可決する旨宣する。

続いて、議案第23号「四国中央市公民館運営審議会委員の委嘱について」を

上程し、議案の説明を求める。

窪田牛涯学習課長 議案第23号について、資料に基づき議案を説明する。

> 提案理由としては、四国中央市公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、 社会教育法第30条第1項及び四国中央市公民館条例第5条第1項の規定によ り、同委員を委嘱するものである。任期は、令和2年4月1日から令和4年

3月31日までである。

東教育長 只今の議案第23号の説明に、意見質問等ないか問う。

市外の方もおられるようだが、何か理由があるのか。 石川卓委員

学校の先生方で、市外在住の方もおられる。 窪田牛涯学習課長

東教育長 他に意見質問等ない旨確認し、議案第23号について異議ないか問う。

異議ない旨伝える。 全委員

異議ない旨確認し、議案第23号「四国中央市公民館運営審議会委員の委嘱 東教育長

について」の原案を可決する旨宣する。

続いて、議案第24号「四国中央市いじめ防止対策委員会委員の委嘱につい

て」を上程し、議案の説明を求める。

議案第24号について、資料に基づき議案を説明する。 渡邉学校教育課長

> 提案理由としては、四国中央市いじめ防止対策委員会委員の変更に伴い、 四国中央市いじめ防止対策委員会及び四国中央市いじめ問題再調查委員会条 例第4条の規定により、同委員を委嘱するものである。任期は、令和2年4

月1日から令和3年10月31日までである。

只今の議案第24号の説明に、意見質問等ないか問う。 東教育長

意見質問等ない旨確認し、議案第24号について異議ないか問う。

全委員

異議ない旨伝える。

東教育長

異議ない旨確認し、議案第24号「四国中央市いじめ防止対策委員会委員の 委嘱について」の原案を可決する旨宣する。

続いて、議案第25号「四国中央市交流センター運営協議会委員の委嘱について」を上程し、議案の説明を求める。

窪田生涯学習課長

議案第25号について、資料に基づき議案を説明する。

提案理由としては、川之江ふれあい交流センター運営審議会委員の任期満了に伴い、四国中央市交流センター条例第18条第2項及び四国中央市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条第1項第5号の規定により、四国中央市交流センター運営協議会委員を委嘱するものである。任期は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までである。

東教育長

只今の議案第25号の説明に、意見質問等ないか問う。

意見質問等ない旨確認し、議案第25号について異議ないか問う。

全委員

異議ない旨伝える。

東教育長

異議ない旨確認し、議案第25号「四国中央市交流センター運営協議会委員の委嘱について」の原案を可決する旨宣する。

続いて、議案第26号「四国中央市スポーツ推進委員の委嘱について」を上程 し、議案の説明を求める。

田邉文化・スポー ツ振興課長 議案第26号について、資料に基づき議案を説明する。

提案理由としては、四国中央市スポーツ推進委員の任期満了に伴い、スポーツ基本法第32条第1項及び四国中央市スポーツ推進委員規則第2条第1項の規定により、同委員を委嘱するものである。任期は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までである。

東教育長

只今の議案第26号の説明に、意見質問等ないか問う。

意見質問等ない旨確認し、議案第26号について異議ないか問う。

全委員

異議ない旨伝える。

東教育長

異議ない旨確認し、議案第26号「四国中央市スポーツ推進委員の委嘱について」の原案を可決する旨宣する。

続いて、議案第27号「四国中央市教科書採択委員の委嘱について」を上程 し、議案の説明を求める。

渡邉学校教育課長

議案第27号について、資料に基づき議案を説明する。

提案理由としては、四国中央市教科書採択委員会設置要綱第3条第2項の 規定により、四国中央市立小学校及び中学校において使用する教科用図書の 採択を公正かつ適正に行うため、四国中央市教科書採択委員を委嘱するもの である。任期は、委嘱の日から四国中央市教科書採択委員会要綱第2条の規

定による答申があった日までである。

東教育長 只今の議案第27号の説明に、意見質問等ないか問う。

意見質問等ない旨確認し、議案第27号について異議ないか問う。

全委員 異議ない旨伝える。

東教育長 異議ない旨確認し、議案第27号「四国中央市教科書採択委員の委嘱につい

て」の原案を可決する旨宣する。

続いて、議案第28号「四国中央市学校運営審議会委員の委嘱について」を上

程し、議案の説明を求める。

渡邉学校教育課長 議案第28号について、資料に基づき議案を説明する。

提案理由としては、学校運営協議会の設置に伴い、四国中央市学校運営協議会規則第8条第2項の規定により、同委員を委嘱及び任命するものであ

る。任期は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までである。

東教育長 只今の議案第28号の説明に、意見質問等ないか問う。

篠原祥子委員 学校によっては、地域コーディネーターという役職名がないところがある

が、それを兼ねた方がおられるということか。

渡邉学校教育課長 お見込みのとおりである。

東教育長 その他に意見質問等ない旨確認し、議案第28号について異議ないか問う。

全委員 異議ない旨伝える。

東教育長 異議ない旨確認し、議案第28号「四国中央市学校運営審議会委員の委嘱に

ついて」の原案を可決する旨官する。

以上で日程に示された議案を全て終了したことを宣し、続いてその他の案

件に移る。

その他

東教育長 「臨時休校後の対応について」を事務局の説明を求める。

渡邉学校教育課長 「臨時休校後の対応について」を資料に基づき説明する。

森実教育総務課長 臨時休業の期間 (4月21日から5月6日)、臨時休校後の分散登校等によ

る学校再開案(5月7日から再開予定)、給食の対応について説明する。

東教育長 只今の説明について、意見質問等がないか問う。

石川卓委員 臨時休業時の登校日としての分散登校について示されたが、まだ明確には

決まっていないということか。

渡邉学校教育課長 臨時休業時の登校日の対応については、状況を見ながら児童・生徒の登校

度で子どもたちを登校させるのが適切なのかも考慮し決めたい。

石川卓委員

「分散登校による学校再開」と「臨時休校の延長(分散登校による登校日あり)」の違いは何か。

渡邉学校教育課長

「分散登校による学校再開」による登校は、授業日として扱う。「臨時休校の延長(分散登校による登校日あり)」による登校は、授業日として扱わず登校を強いるものではない。

星川光代委員

「臨時休校の延長(分散登校による登校日あり)」による登校日には授業を行わないということか。

渡邉学校教育課長

お見込みのとおりである。授業という形にはならず、学習支援の形になる。

石川卓委員

本市、近隣市においていずれも新たな感染者が確認されていない場合、「通常再開」又は、「分散登校による学校再開」と対応の選択肢が分かれているがその判断基準は決まっているのか。

渡邉学校教育課長

今回お示しさせていただいたのは、教育委員会事務局案であるので、対応 については審議し決定したい。

石川卓委員

ある程度事前に決めていないと学校給食関係が大変ではないか。

森実教育総務課長

お見込みのとおりである。ただし、できるだけ長期保存可能な食材等で柔軟に対応していきたいと考えている。

東教育長

他に意見質問等ない旨確認し、続いて「成人式について」事務局の説明を求める。

窪田牛涯学習課長

「成人式について」を資料に基づき説明を行う。

2022年民法改正に伴い成年年齢が18歳に引き下げられることを受け、成人式のあり方についての課題、本市の方針を説明する。

東教育長

只今の説明について、意見質問等がないか問う。

特にない旨確認し、続いて「令和2年度教育委員会事務局事務分掌について」を事務局の説明を求める。

石川教育管理部長 古川教育指導部長 「令和2年度教育委員会事務局事務分掌について」を資料に基づき説明を行う。

東教育長

只今の説明について、意見質問等がないか問う。

特にない旨確認し、続いて「令和2年度教育委員会事務局重点施策計画書 について」を事務局の説明を求める。

石川教育管理部長 「令和2 古川教育指導部長 明を行う。

「令和2年度教育委員会事務局重点施策計画書について」を資料に基づき説 明を行う

東教育長

只今の説明について、意見質問等がないか問う。

篠原祥子委員

今年度の重点項目に「婦人会の活性化」とあるが、これは既存の婦人会の活性化であって、新しく婦人会を増やすことではないのか。

窪田生涯学習課長

既存の婦人会の活性化を図ることは勿論であるが、地域の中で婦人会ではないがその活動をされているところもある。そのような活動の継続、活性化も含め、可能であれば新しく婦人会が編成できないかも考慮し取り組みたいと考えている。

石川教育管理部長

婦人会組織の必要性については強く感じている。えひめ国体の際には随分 お世話になった。

各地区において何故婦人会が編成できないのかなど、問題点の洗い出しを 行い対応していきたいと考えている。故に今回、重点項目に「婦人会の活性 化」を挙げさせていただいている。

篠原祥子委員

学校長は学校業務に加え、学校運営審議会委員や公民館運営審議会委員等の様々な業務を兼務している。学校長の業務負担についての配慮もお願いしたい。

東教育長

他に意見質問等ないか問い、特にない旨確認する。

以上で日程に示された案件を全て終了するが、その他に報告事項等ないか問う。

渡邉学校教育課長

「学校訪問の予定について」を資料に基づき説明する。

東教育長

只今の説明について、意見質問等がないか問い、特にない旨確認する。 臨時教育委員会の開催について確認をさせていただく。3月4日からの市 内全小中学校の臨時休業及び4月21日からの市内全小中学校の臨時休業につ いては、いずれも想定されていない中での突然の国・県の要請に基づく市の 対応であったため説明が必要であり、教育委員会会議規則「教育長において 必要があると認めた場合に招集」に基づき、臨時教育委員会を開催させてい ただいた。今後については、5月7日から学校が再開できるのか休業延長に なるのか今日の時点では先を見通せないが、先ほど学校教育課長から想定さ れる状況においての対応を説明させていただいたので、決定した段階で電話 等により報告させていただく。

教育長に対する事務委任規則において、「委任事項に掲げる事項を除き、 その権限に属する事務を教育長に委任する」となっているが、「重要かつ異 例の事態が生じたときは、教育委員会の決定によらなければならない」とあ るので、今後も規則に基づき臨時教育委員会を開催させていただくことがあ る。重要かつ異例の事態とは、いじめ問題、児童生徒の事件事故、教職員に 係る重大事象、市内全小中学校の休業等になるのでよろしくお願いする。

その他に報告事項等ないか問う。

森実教育総務課長

次回定例会の招集を願う発言。

東教育長	次回、教育委員会第5回定例会を令和2年5月25日(月曜日)午前10時00 分から、市庁5階大会議室に招集する。 その他に報告等ないか問い、報告意見等ない旨確認する。
東教育長	閉会 午前11時18分、閉会を宣する。
	以上、会議の顛末を記録し、その真正であることを認め、署名する。
	以上、云磯の無不を記録し、その真正であることを認め、者有する。
	教育委員会会議録署名人
	四国中央市教育委員会 委員
	四国中央市教育委員会 委員
	会議録作成者 教育総務課 鈴木 崇士